

資料 1

令和 2 年 壱岐市議会定例会 4 月第 2 回会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 3 1 号関係

壱岐市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

壱岐市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,500円とする。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,400円とする。</p>	<p>第1条から第4条まで (略) (保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。</p> <p>4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,100円とする。</p> <p>5 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,500円とする。</p> <p>6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,800円とする。</p> <p>7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,400円とする。</p> <p>8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にか</p>	

以下 (略)

かわらず、51,600円とする。

以下 (略)

令和2年度4月第2回補正予算（案）概要

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 4月第2回補正予算主要事業一覧 | 2～3 |



吉 岐 市

令和2年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	4月第2回補正 予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		23,787,000	2,734,500	26,521,500	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,829,444	3,829,444	
		診療施設勘定	49,397	49,397	
		計	3,878,841	3,878,841	
	後期高齢者医療事業特別会計		351,777		351,777
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,732,102		3,732,102
		介護サービス事業勘定	45,378		45,378
		計	3,777,480		3,777,480
	下水道事業特別会計		330,899		330,899
	三島航路事業特別会計		120,889		120,889
	農業機械銀行特別会計		83,574		83,574
合 計		8,543,460		8,543,460	
一般会計、特別会計の合計		32,330,460	2,734,500	35,064,960	

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	4月第2回補正 予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	834,969		834,969
	収益的支出	802,154		802,154
	資本的收入	267,810		267,810
	資本的支出	348,332		348,332

令和2年度4月第2回補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 定 財 源	特 定 財 源	財 源	財 源		
							国費	県費	地方債	その他		
2	総務費	1	総務管理費	14	新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（商工振興課）	115,750	106,604	222,354	0	0	0	0
					特別定額給付金給付事業	0	2,610,000	2,610,000	2,610,000	0	0	0
									特別定額給付金給付事業補助金			
						0	17,896	17,896	17,896	0	0	0
									特別定額給付金給付事務費補助金			

【各岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
106,604 財政調整 基金 100,000 ・ 前年度繰 越金 6,604	新規	<p>■各岐市飲食店・宿泊施設等事業継続支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集客が激減し店舗及び雇用の維持に支障をきたしている事業主に対する支援金 ・全体事業費 92,500千円 <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型店 1,000千円×5店 中小宿泊施設 500千円×55店 飲食店 300千円×200店 <p>※限度額…大型店1,000千円、中小宿泊施設500千円、飲食店300千円</p> <p>■各岐市緊急雇用維持助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金における事業主負担分の軽減を図るため、国、県の補助する残額を市が補填する。 ・全体事業費 166,600千円 補助金額 10,413千円 <p>■各岐市ふるさと応援小包発送事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、帰省を自粛した島外に住む学生に対し、ふるさと各岐の味を詰め合わせた商品を届ける。 ・全体事業費 3,100千円 <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5千円(税込み)×600箱 事務費 100千円 <p>※送料を保護者(依頼主)が負担 全国一律1千円</p> <p>■上記事業に係る附帯事務費 591千円</p>	1	3	—	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援を行う。</p> <p>また、各岐市出身で島外に在住し帰省を自粛した学生に対し、各岐のふるさとの味を届けることで学生生活を応援する。</p>	商工 振興 課	10~ 11
0	新規	<p>■各岐市特別定額給付金給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金として、令和2年4月27日を基準日とし、住民基本台帳に登録されている者に対して1人当たり10万円を世帯ごとに給付する。 全体事業費 2,627,896千円 給付金 2,610,000千円 事務費 17,896千円 	3	3	—	<p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。</p>	市民 福祉 課	10~ 11
0								

資料 3

令和 2 年 壱岐市議会定例会 4 月会議（第 2 回）

議案第 3 2 号関係資料

第2弾 吉崎市緊急経済対策事業／商工振興課所管

■事業実施の意義：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市内事業者への支援を行う

■重点支援業態：飲食店・宿泊施設等

■補正予算総額：106,520千円

■具体的施策

事業名	吉崎市飲食店・宿泊施設等事業継続支援金
補正予算額	92,500千円
【内容】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集客が激減し、店舗及び雇用の維持に支障をきたしている事業主に対して、喫緊の資金繰りに寄与し、店舗と雇用の維持に資することを目的とする。	
事業名	吉崎市緊急雇用維持助成金
補正予算額	10,413千円
【内容】 ・雇用調整助成金の国・県が支給する補助の残額を補填する（事業者負担なし）。	
事業名	吉崎市ふるさと応援小包発送事業補助金
補正予算額	3,100千円
【内容】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大型連休等に吉岐に帰省することができなかった島外に住む学生に対し、ふるさと吉岐の味を詰め合わせた商品を発送する。	

※その他、事務的経費・・・507千円

1 岐阜市飲食店・宿泊施設等事業継続支援金

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集客が激減し、店舗及び雇用の維持に支障をきたしている事業主に対して、喫緊の資金繰りに寄与し、店舗と雇用の維持に資することを目的とする。

(2) 対象者

- ・令和2年5月1日現在で、岐阜市内で飲食店、又は宿泊業を営んでいる事業所（休業中も可）
- ・今後も店舗・雇用を維持する事業所
- ・原則として、令和2年2月～4月の間で、売上が前年同月比で20%以上の減少が1ヶ月以上ある事業所
- ・原則として市税を滞納していない事業所

(3) 対象経費

- ・店舗の賃料
- ・店舗の経営を継続するために必要な経費
例1：人件費
例2：光熱水費等

(4) 支援額

- ・上記対象経費：3ヶ月分
 - ・限度額
 - ①大型店・・・1,000千円
 - ②中小宿泊施設・・・500千円
 - ③飲食店・・・300千円
- ※複数店舗を経営の場合は、2店舗分を上限とします。

(5) 本支援金での用語の定義

- ・大型店・・・社会保険に加入した職員が10名以上在籍する飲食店又は宿泊施設
- ・中小宿泊施設・・・大型店に分類されない宿泊施設
- ・飲食店・・・店内で飲食・飲酒を行うことを主とした形態の店舗
(イートイン、持ち帰り専門店を除く)

(6) 申請受付方法・・・受付特設会場又は郵送

(7) 特設会場での受付期間・・・5月7日(木)～20日(水) ※日曜日を除く

(8) 特設会場での受付時間・・・10時～15時

(9) // 受付場所・・・吉岐市役所郷ノ浦庁舎地下会議室

※特設会場での受付期間以降は、吉岐市役所商工振興課で随時受付

(10) 申請に必要な書類

印鑑、本人確認証(免許書等)、売上高の減少が分かる資料(売上台帳等)、賃貸借契約書の写し(賃料を計上する方のみ)、飲食店又は宿泊施設を営んでいることが確認できる書類の写し(営業許可証、青色決算報告書等)、支援金交付申請書★、売上高2期比較表★、経費内訳書★、暴力団等排除等に関する契約書★、支援金交付請求書★、通帳(写し可) ※★は市ホームページからダウンロード可

(11) 来場予約・・・待ち時間をなくすため、電話予約にて事前受付し来場をお願いする

・来場予約 吉岐市役所商工振興課 Tel48-1135

・予約受付開始日 5月1日(金)

・受付時間 平日8時30分～17時

※但し、5月2日～6日9時～17時は電話受付を行います。

(12) 対象店舗予測・・・約260店舗

(13) 補正予算額・・・92,500千円

内訳 大型店 5,000千円(1,000千円×5店)

中小宿泊施設 27,500千円(500千円×55店)

飲食店 60,000千円(300千円×200店)

(14) 支援金給付までの期間・・・受付完了日から5日以内(土日祝祭日を除く)の給付に努める

2 吉崎市緊急雇用維持助成金

(1) 事業内容

国の「雇用調整助成金」における企業負担分の軽減を図るため、国、県の補助の残額を補填する。

- ・対象：新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業
- ・助成額：国の上限額 8,330 円に対して、国・県の助成残を補助。

①国の支給率 4/5 の場合、県 1/10、市 1/10

②国の支給率 9/10 の場合、県 1/20、市 1/20

(2) 補正予算額・・・10,413千円(①+②)

①8,330円×10%×100日×50人=4,165千円

②8,330円×5%×100日×150人=6,248千円

3 吉崎市ふるさと応援小包発送事業補助金

(1) 事業内容

吉崎市出身で島外に在住し、高校・大学・専門学校・予備校等に通う学生で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて里帰りができない、又はできなかった者に対し、吉崎のふるさとの味を吉崎市が届ける事業。

(2) 販売詳細

- ・商品代金：5千円(税込み)／市負担
- ・商品の内容：米、レトルトカレー等
- ・発送個数：600箱
- ・購入可能数：学生1人に対し1箱
- ・送料：全国一律1千円(※但し、保護者(又は依頼主)負担)
- ・受付窓口：吉崎市ふるさと商社窓口(平日9時～17時)
- ・受付期間：5月11日(月)～6月30日(火)

※商品は箱の大きさが決まっていることから追加で荷物を入れることはできません(手紙・写真等は可)。

(3) 補正予算額・・・3,100千円

4 その他事務的経費

(1) 補正予算額・・・507千円

①会計年度任用職員(パートタイム)6,950円×60日

②消耗品費・・・90千円

特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願います）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内